

日本政策金融公庫 中小企業事業 の

# 事業再生・企業再建支援資金

企業再建、経営改善支援関連

地域経済の産業活力維持のため、経営改善、経営再建などに取り組む必要が生じている中小企業者を支援します。

## 対象者

経営改善、経営再建などに取り組む方

企業再建を応援します。

融資限度額

直接貸付

20億円

金利

長期固定

融資期間

20年以内

(うち据置期間5年以内)

# 日本政策金融公庫 中小企業事業の 事業再生・企業再建支援資金

企業再建、経営改善支援関連

ご利用いただける方	ご利用いただける資金 <sup>(注1)</sup>	融資限度額	融資利率 <sup>(注2)</sup>	融資期間
<p>(1) 経営改善、経営再建などに取り組む必要がある中小企業の方で、①～③のすべてに当てはまる方</p> <p>① 次のいずれかに当てはまり、早急に企業再建を行う必要がある方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ. 借入債務などが株式会社整理回収機構に譲渡された企業と密接な取引関係を有する方</li> <li>ロ. 取引先の業況悪化の影響を受けるなど一定の要件に該当する方</li> <li>ハ. 過剰債務の状況に陥っている方</li> </ul> <p>② 中小企業活性化協議会(旧: 中小企業再生支援協議会を含む。)などの関与の下で事業の再生を行う方</p> <p>ホ. 事業資金の借入について、弁済に係る負担の軽減を目的とした条件変更を行っている方</p> <p>ヘ. 第二会社方式により再生を図る方</p> <p>ト. 過去延滞等によりサービスサーに債権が譲渡されている先であって、再生を図る方</p> <p>③ 相応の債務償還能力が認められ、かつ、適切な企業再建計画が策定され、金融機関の協力が得られるなど関係者による支援体制が構築されており、自助努力により企業再建が見込まれる方</p> <p>④ 当公庫が融資後も継続的に企業再建に対する経営指導を行うことで、円滑な企業再建の遂行が可能となる方</p> <p>(2) 次のいずれかに該当する方</p> <p>① 中小企業等経営強化法に定める認定経営革新など支援機関(以下、「認定支援機関」という。)による経営改善計画策定支援事業を利用して経営改善に取り組んでいること。</p> <p>② 過剰債務の状況に陥っている方が経営改善計画の策定を行い、認定支援機関による指導および助言を受けており、かつ、同計画に対する関係金融機関の合意が確認できること。</p>	<p>(1) に当てはまる方が、企業再建計画に従って企業の再建を行うために必要な設備資金および長期運転資金</p> <p>(2) に当てはまる方が、経営改善計画に従って企業の再建を図る上で必要となる設備資金および長期運転資金</p>	<p>直接貸付 20億円</p>	<p>(1) に当てはまる方 基準利率(上限3.0%) なお、①二の要件を満たす場合は2億7千万円を限度に特別利率③(上限3.0%)</p> <p>(2) に当てはまる方 2億7千万円まで特別利率②(上限3.0%) 2億7千万円超基準利率(上限3.0%)</p>	<p>20年以内 (うち据置期間5年以内)</p>

(注1) 長期運転資金には、建物等の更新に伴い一時的に施設等を賃借するために必要な資金および人材確保に必要な資金を含みます。  
(注2) 信用リスク・融資期間などに応じて所定の利率が適用されます。ただし、ご利用いただける方(1)①二または(2)に当てはまる方であって、担保を徴しない場合には、利率の引下げ措置があります。

**その他** ■保証人 直接貸付において一定の要件に該当する場合には、経営責任者の方の個人保証が必要となります。

**融資のお申し込み** ●直接貸付 日本公庫中小企業事業の窓口にお申し込みください。

上記は本制度の概要です。詳しくは日本公庫中小企業事業の窓口または事業資金相談ダイヤルにお問い合わせください。




本店 〒100-0004 東京都千代田区大手町1-9-4  
<https://www.jfc.go.jp/>

お問い合わせ窓口

**事業資金相談ダイヤル**

(行こうよ!公庫)

 **0120-154-505**